

議案第 3 4 号

北本市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

北本市固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 5 月 3 1 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

北本市固定資産評価審査委員会条例（昭和 2 6 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。